

## 「女性活躍推進法」に基づく京都府職業能力開発協会行動計画

令和3年1月4日

当協会において女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年2月1日～令和8年1月31日までの5年間

2 目標と取組内容・実施期間

目標1 ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供  
：常勤・非常勤を問わず受講できるキャリアアップに向けた研修の受講機会を年1回以上設ける。

<取組内容>

- 3年2月～ 適切なキャリアアップ研修をリサーチ
- 3年2月～ 順次、受講を進める

目標2 ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備整備  
：年間10日以上有給休暇を付与している職員について、令和3年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間6日以上とする。

<取組内容>

- 3年2月～ 直近の年次有給休暇の付与期間（令和2年1月～12月）について取得状況を把握
- 3年3月～ 年次有給休暇の目標日数の設定について、職場なんでも相談員とも協議しながら職場議論
- 3年4月～ 電子スケジュールシステムで、年次有給休暇の予定を、原則、前月までに入力し、共有することで計画的な取得を促進